

長浜バイオ大学 産学連携人材育成コンソーシアム規約

(名称)

第1条 本会は、長浜バイオ大学産学連携人材育成コンソーシアム(以下、「本会」という。)と称する。

(目的)

第2条 本会は、産業界や地域の課題解決のためのイノベーション・エコシステムを構築し、専門知を社会実装する姿勢や態度を学ぶ場を提供するとともに、PBLを通じて問題発見・解決を体験し、社会課題に取り組む意欲を育む人材を育成することを目的とする。

(構成)

第3条 本会は、前条の目的に賛同し、長浜バイオ大学より要請された企業および団体等で組織する。

(連携分野)

第4条 本会は、長浜バイオ大学の特色を生かし、主に次の分野で連携する。

- (1) 医療・創薬・健康
- (2) 農業生産・食品開発
- (3) 素材循環システム・環境保全
- (4) 生物系素材開発(木材、繊維、タンパク質、プラスチック等)
- (5) ロボティクス・AI・IT

(連携事項)

第5条 本会は、第2条の目的を達成するため、次の事項について連携し協力する。

- (1) 人材育成の充実に関する課題の共有と教育プログラム化
- (2) 学生の育成に関する講師の派遣
- (3) 企業等からのリカレント教育の受け入れ
- (4) 企業および地域の振興推進や課題の解決に向けた連携教育事業
- (5) その他、目的達成のために必要な事業

2 前項に基づき、協力して行う事業およびその実施に必要な費用等の詳細は、連携者が相互に協議し、別途定めるものとする。

(幹事会)

第6条 本会は、第2条の目的を円滑に推進するため、幹事会を設置する。

2 幹事会に関し、必要な事項は別に定める。

(入退会)

第7条 本会に入会するものは所定の入会届を長浜バイオ大学に提出しなければならない。また、退会しようとするときは、退会届を長浜バイオ大学に提出しなければならない。

附 則

この規約は、2024年12月10日より施行する。